

【別紙】取組事項一覧

1	推進体制の整備			
	新規／継続		項目	取組事項
	継続	(1)	障害者雇用推進者	障害者雇用推進者（議会事務局長）のもと、岐阜県議会障がい者活躍推進計画（以下「計画」という。）に基づく取組を着実に進めます。
	継続	(2)	「障がい者雇用連絡会議」への参画	障がい者雇用連絡会議に参画し、障がいのある職員が働きやすく、継続して勤務できる職場環境づくりに向けた連携を進めます。
	継続	(3)	「障害者職業生活相談員」の活用	雇用促進法等に定める資格要件を満たした相談員へ訪問相談を実施し、職場環境の整備等、職員のノウハウを充実させます。
2	職務の選定			
	新規／継続		項目	取組事項
	継続	(1)	面談等を通じた障がい特性等の認識共有	障がい者を雇用した場合、期首面談など定期的な面談を通じ、障がいの特性やスキル、得意分野や希望など、職員本人と職場との間で認識を共有し、業務とのマッチングに繋がります。
	継続	(2)	「障害者職業生活相談員」の活用	障害者職業生活相談員が、必要に応じて、業務に関する作業手順書の作成・活用等に関する助言を行います。
3	環境整備・サポート体制			
(1) 職場環境	新規／継続		項目	取組事項
	継続	(1)	障がいに関する理解促進、啓発のための研修	研修会への参画を通じ、障がい特性の理解やサポートに係る職員の理解促進等に繋がります。
	継続	(2)	障がいに関する理解促進等に関するマニュアルの活用	「障がい者雇用に関するQ&A」（人事課）や「障がいのある方への配慮マニュアル」（障害福祉課）を活用し、障がい特性を理解したうえでの適切な配慮の実施等に繋がります。
	継続	(3)	セミナー、講習会、「精神障害者しごとサポーター養成講座」等への参加支援	人事担当者等に対して、部局等（外部セミナー等研修参加）支援事業を活用した各種研修等への参加を促します。
	継続	(4)	定期的な面談等を通じた必要な配慮の把握と継続的に必要な措置の実施	障がい者を雇用した場合、期首面談などの定期的な面談を通じ、本人の障がいの特性に応じた配慮を把握し、個別具体的な措置を講じていきます。
	継続	(5)	所属等の人事担当者による相談	障がい者を雇用した場合、障がいのある職員の一番身近な支援担当者として、人事担当者が必要に応じて面談等を行うとともに、解決に向けて、障害者職業生活相談員と連携を図ります。
	継続	(6)	多様な相談先との連携	健康管理医やメンタルヘルス相談員などの多様な相談先との連携を図り、様々な相談に対応できる体制を構築します。
	継続	(7)	障がい特性に配慮した作業施設の整備等	案内図の拡大や導線の確保など、障がいのある職員が安心して利用できる施設の整備に計画的に取り組めます。
	継続	(8)	障がい特性に応じた就労支援機器（筆談支援機器等）の導入	障がい者を雇用した場合、障がいの特性に応じ、業務の遂行に必要な機器の調達を検討します。

(2) 募集・採用	継続	(1)	採用試験の広報	障がい者を雇用する場合、障がい者施設等に職員採用試験を案内するなど、障がいのある人が必要な情報を得られるよう対応します。
	継続	(2)	募集案内時の対応	障がい者を雇用する場合、募集案内の県HP掲載に当たっては、ウェブアクセシビリティを確保するとともに、ハローワーク等を通じた募集を行うなど、障がい者が必要な情報を得られやすい募集に取り組みます。
	継続	(3)	採用試験時の対応	障がい者を雇用する場合、必要に応じて、口述試験時の就労支援機関等職員の同席を可能とするなどの合理的配慮の提供に取り組みます。
	継続	(4)	【再掲】 障がいに関する理解促進等に関するマニュアルの活用	「障がい者雇用に関するQ&A」（人事課）や「障がいのある方への配慮マニュアル」（障害福祉課）の活用し、障がい特性を理解したうえでの適切な配慮の実施等に繋がります。【再掲：（1）職場環境(2)「障がいに関する理解促進等に関するマニュアルの活用」】
(3) 働き方	継続	(1)	障がい特性等を踏まえた人事配置	障がい者を雇用した場合、定期的な面談を通じ、障がいの特性や能力、希望等を把握したうえで、適切な配置となるよう努めます。
	継続	(2)	各種休暇の取得促進	障がい者を雇用した場合、治療と仕事の両立に向け、障がいの程度や状況に応じた休暇が安心して取得できるよう、職場全体で各種休暇の取得を促進します。
	【新規】	(3)	テレワークの活用	業務効率や県民サービスの低下につながらないことを前提に、在宅勤務の活用を周知します。
	【新規】	(4)	研修等への参加	職員研修を通じ職員のスキルアップに取り組みます。
4	優先調達			
	新規／継続		項目	取組事項
	継続	(1)	障害者優先調達推進方針に基づく調達	毎年度策定する「岐阜県障害者優先調達推進方針」に基づく取組を進めるとともに、中長期的な観点から調達内容の充実に資する取組を検討します。
	継続	(2)	「ハート購入制度」に基づく調達	県独自の「ハート購入制度」を活用した調達について、中長期的な観点から調達内容の充実に資する取組を検討します。